

男女共同参画事業の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

男女共同参画社会の実現に向け、新市での条例制定や基本計画策定など事業実施を進める必要がある。

2 提案の理由

新市において条例を制定し、基本計画を策定することで、各種事業を推進する内容で提案する。

3 協定（協議）先進事例

埼玉県さいたま市（平成13年5月1日 新設合併） 女性政策事業については、男女共同参画社会を目指す行動計画を再編し、事業推進に努めるものとする。 女性センターにかかる事業については、埼玉県女性センター（仮称）計画との調整を図り進めるものとする。
山梨県南アルプス市（平成15年4月1日 新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プラン（旧6市町村中4市町村が策定）を策定する。宣言都市については、平成15年3月31日で終了し、新市において検討中である。事業についても新市で策定する。
福井県春江町・坂井町合併協議会（平成16年3月15日 目標新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プラン（合併2町とも策定）を策定する。宣言都市については、未定。条例（2町とも無し）については、新市において、速やかに制定する。
広島県庄原市・比婆郡4町・総領町合併協議会（平成16年11月1日目標 新設合併） 新市において、すみやかに男女共同参画プランを策定する。

4 参考法令等(条文等抜粋)

男女共同参画社会基本法

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第14条

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

		専門部会名	企画財政部会
協定項目	23 - 1 男女共同参画事業の取扱いについて		
調整方針(案)	条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。		
項目	川内市	樋脇町・入来町・東郷町・祁答院町・里村・上甌村・下甌村・鹿島村	調整方針(案)
条例制定・基本計画策定に関すること	<p>川内市男女共同参画基本条例(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに市の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進し、もって「市民一人ひとりが幸せを実感できるまち」の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>(基本計画)</p> <p>第10条 市長は男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を聴くとともに第23条に規定する川内市男女共同参画審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(設置)</p> <p>第23条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議するため、川内市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第25条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するよう努めるものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。</p> <p>平成14年10月制定 平成14年12月1日施行</p> <p>せんだい男女共同参画プラン(基本計画) 平成11年3月策定 平成15年度改定予定(現在、プラン改定作業中)</p>	該当なし	<p>条例制定・基本計画策定に関することについては、川内市のみの取り組みであるため、川内市の条例・基本計画を基に新市において新たに条例を制定し、基本計画を策定する。</p>